

別添 6 漁港施設機能強化事業

第 1 事業内容

1 趣旨

漁港施設機能強化事業（以下「本事業」という）は、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るために、東日本大震災による被害を受けた漁港において、災害復旧事業と連携して漁港機能の回復・強化を図るための整備を実施し、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業及び漁村の復興に資するものである。

2 事業の内容

(1) 事業内容

漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興方針に基づき、市町村営漁港において、漁港の地盤沈下対策として、災害復旧事業と連携して、水産加工場用地等漁港施設用地の嵩上げ、排水対策等を実施するとともに、高潮・波高の増大や地震・津波等に対して十分に安全が確保されていない漁港において、下表の(1)～(5)の漁港施設の機能強化を図る整備を実施する。なお、水産関係施設の被害防止等の観点から、必要と認められる場合に限り、附帯施設として浸水防止施設、漁船漂流防止施設等を設置することができる。

事業名	工 種	内 容
漁港施設機能強化事業	(1) 外郭施設	(ア) 漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。

(2) 水域施設	<p>(ア) 漁港漁場整備法第3条第1号のハに掲げる航路及び泊地並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 水域施設には、当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、付属施設として床止め、潜堤、サンドポケット又は浮標灯を設置することができる。</p>
(3) 係留施設	<p>(ア) 漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。</p> <p>(ウ) 船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備、防雪設備、防暑設備、滑り材又はレール等を設置することができる。</p>
(4) 輸送施設	<p>(ア) 漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。</p> <p>(ウ) 道路には安全かつ円滑な交通を確保するため道路の付帯施設として自動車駐車場を設置することができる。</p> <p>(エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、</p>

	<p>道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。</p>
<p>(5) 漁港施設用地</p>	<p>(ア) 漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 漁港漁場整備法第3条第2号のヘに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。</p> <p>(ウ) 漁港施設用地（前号の水面を含む。以下本項において同じ。）の補助の範囲は、漁港施設土地利用計画策定要領について（平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知）別紙の第5又は第6の規定により水産庁に届け出をした漁港施設用地等利用計画に基づく公共施設用地とする。ただし、地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ等を一体的に行う必要がある場合、漁港区域内の漁港施設用地（民有地等を含む）において、嵩上げ、排水対策等の工事を実施することができる。</p> <p>(エ) 漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、防風設備を設置することができる。</p> <p>(オ) 漁港漁場整備法第3条第2号のニに掲げる「漁船漁具保全施設」及び同号に掲げる「増殖及び養殖用施設」の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する設備を設置することができる。</p> <p>(カ) 漁港施設用地について、砂塵による隣接地区への悪影響等特別の事由がある場合においては、覆土、砕石敷設、植栽、乳剤散布又は簡易舗装</p>

		<p>により用地の表面処理を行うことができる。</p> <p>(キ) 用地の地盤改良については、以下の場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 耐震強化岸壁の背後用地等地域防災の観点から地盤の液状化対策等が必要な場合 b 漁港の泊地又は航路浚渫等により発生した土砂を公共施設用地に用いる場合 c 新たな公共施設用地を造成するため、現地盤の改良が必要な場合 <p>(ク) 人工地盤による漁港施設用地の造成については、以下の場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 背後地に利用できる用地が少ないなど用地の利用目的を達成する箇所に用地の確保が困難な場合 b 津波・高潮等が発生し迅速に避難できる避難用地として災害時の防災機能の確保を図る場合（ただし、漁港背後に短時間で避難できる高台や避難場所が確保されていない場合に限る。）
	(6) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港施設機能強化事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

(2) 対象地区及び対象施設

ア この事業の対象は東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律 122 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく復興特別区域に立地する漁港であり、次の（ア）、（イ）、（ウ）の要件を満たす地区

（ア）漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興方針に基づき、必要な漁港機能の回復を図るための事業であること。

（イ）1 地区あたりの計画事業費が 5 千万円以上であること。ただし、漁港の地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ、排水対策のみを行う場合については、この限りでない。なお、管理している漁港を複数まとめて 1 地区として事業を実施することができる。

（ウ）漁港区域内で大地震に伴う地盤沈下が発生し、漁港の安全性に問題が生じていること。または、近年の高潮・波高の増大や地震・津

波等に対し、現況の漁港施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等が発生し、漁港の安全性に問題が生じていること。

3 事業主体

本事業の事業主体は、漁港管理者である市町村とする。

第2 事業計画書

1 事業計画書の作成

市町村長は、関係する都道府県の知事と協議し、事業計画書を作成し、都道府県の知事に提出するものとする。都道府県の知事は、当該事業計画書を水産庁長官に提出（別記様式第1号）するものとする。なお、同一市町村において複数漁港の事業を実施する場合には、事業計画書をまとめて作成することができる。

2 事業計画の内容

事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 地区名及び位置図等
- イ 計画内容
- ウ 対象漁港及び計画施設の一覧
- エ その他事業の実施に当たって参考となる事項（計画平面図、写真等）

3 事業計画の変更

事業計画の重要な変更を行う場合は、1の手続きに準じて行うものとする。重要な変更は、次のとおりとする。

- ア 事業実施地区（漁港）の追加及び削除
- イ 主要な工種の著しい変更

4 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成

市町村長は、1の事業計画書に基づき、事業の実施に際し、事業実施地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記様式第2号）することとする。

(2) 年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書には、2のアからエの事業基本計画の内容の事項について定めるものとする。

(3) 年度別事業計画書の変更

年度別事業計画書の変更を行う場合は、4の(1)及び(2)の手続きに準じて行うものとする。

第3 国の助成

国は、第2の事業計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で事業主体に対し補助するものとし、基本国費率は次のとおりとする。

なお、都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内とする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の（2）の内容のうち、事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の（3）に準じて算定した額を上限とする。

漁港の種類	地域	漁港施設	事業の区分の欄に掲げる漁港施設ごとに当該漁港施設の整備に要する費用に対する基本国費率
ア 第1種漁港、第2種漁港、第3種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は漁港施設用地	10分の7以内 10分の6以内 10分の5.5以内
	離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は漁港施設用地	10分の8以内 10分の6以内 10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内）
	内地	基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地	10分の5以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10分の5.5）
イ 第4種漁港	北海道	外郭施設又は水域施設 係留施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地	10分の7以内 3分の2以内

離島	外郭施設又は水域施設 係留施設 輸送施設又は漁港施設用地	10 分の 8 以内 3 分の 2 以内 北海道の離島にあつては 3 分の 2、その他の地域の離島にあつては 10 分の 5.5 以内（離島架橋については 3 分の 2 以内）
内地	基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地	10 分の 5 以内（ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10 分の 5.5）

第 4 施設の管理、運営

事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第 5 経過措置

「東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）等の一部改正について」（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 地第 515 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）に基づき作成した事業計画については、なお従前の例による。

[別記様式第1号]

漁港施設機能強化事業基本計画書

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		漁港管理者名		事業主体名		所管名	
対象漁港名 (所在地)							
位置図							

3 計画内容

計画期間		計画事業費	
------	--	-------	--

4 対象漁港一覧

〇〇漁港（漁港番号 ）

漁港種類		所管		漁港所在地	
地域指定					
属地産揚量	ト	属人産揚量	ト	属地産揚金額	ト
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
主要な漁業種類					
主な魚種					
地区の特徴					
水産基盤の役割					
計 画 施 設 一 覧					
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	備 考	
外郭施設					
水域施設					
係留施設					
輸送施設					
漁港施設用地					
その他					

5 計画平面図

6 写真

備考

- 1) 計画変更の場合には、変更する箇所を対比し得るよう変更前を上段（ ）書する。
- 2) 対象漁港が複数ある場合には、4～7の項目について、漁港ごとに作成する。

[記載要領]

1 地区名

都道府県内で重複しない地区名とする。

2 位置図等

1) 「所管」

本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記載する。

2) 「対象漁港名（所在地）」

対象漁港が複数ある場合には、複数の名称を記入する。

3) 「位置図」

対象漁港全体の位置関係が分かる図とする。

3 計画内容

計画期間と計画事業費を記入する。対象漁港が複数ある場合は、全体の計画期間、計画事業費を記入する。

4 対象漁港一覧

1) 「漁港名及び漁港番号」

対象漁港が複数ある場合には、漁港名の前に括弧書で連番を記入し、漁港毎に一覧表を作成する。

2) 「所管」

本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記入する。

3) 「地域指定」

「離島振興法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「山村振興振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「沖縄振興開発特別措置法」及び「自然公園法」に基づく地域又は区域の指定状況を記入する。

4) 「属地陸揚量等」

港勢については、基準年となるデータを記入する。

5) 「地区の特徴」

周辺地域の歴史的、社会経済的、自然的条件等を踏まえ、地域計画の将来構想も併せて、具体的かつ簡潔に記述する。

6) 「水産基盤の役割」

つくり育てる漁業の推進、品質・衛生管理の強化、水産物流通の効率化、藻場・干潟の保全と創造、国民への余暇空間の提供、漁村の生活環境の改善等今日の水産基盤の果たすべき役割について、周辺の各水産基盤関係施設との機能分担にも言及しつつ、現状及び将来持つべき役割について、具体的かつ簡潔に記述する。

7) 「計画施設一覧」

機能強化を計画している施設毎に、計画数量等を記入する。

5 計画平面図

対象漁港の漁港施設の計画内容が表示されている図面とする。

6 写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

1) 漁港の全体写真

2) 被害時の状況写真、越波状況、浸水状況等、整備の必要性等を示す写真

(別記様式第2号)

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県の知事

年度別事業計画書の提出

東日本大震災復興交付金交付要領（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添6（漁港施設機能強化事業に係る運用）第3の5の（1）規定により、下記の漁港施設機能強化事業計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 漁港施設機能強化事業計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・ 漁港施設機能強化事業

※別紙とは、東日本大震災復興交付金実交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添6（漁港施設機能強化事業に係る運用）第2の4に基づき作成する年度別事業計画書（別記参考様式第3号）

(別記様式第3号)

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

平成 年度 東日本大震災復興交付金（交付金基金）年度別事業計画書
 (漁港施設機能強化事業)

県名	
整備計画名	
地区名	

単位：千円

	漁港名	工 種 種 目	全 体 計 画 (H ~ H)				平 成 年 度 実 施 額 (実施年度)				平 成 年 度 以 降 残 (翌年度以降)		備 考
			全 体 数 量	全 体 事 業 費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数 量	事 業 費	基 本 国 費 率	交 付 金	数 量	事 業 費	
漁港施設機能強化事業													
合 計													

備考

- 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。
- 工種種目欄には、「事業計画書（別記様式第1号）」の「3 計画の内容」の事業種目欄の内容を記入すること。
- 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
- 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

<その他添付するもの>

- ◆計画内容を示す図面及び写真
- ◆その他事業の実施に当たって参考となる資料